



発行：2023年4月24(月) No. 518

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

調査にあたっては税務運営方針をしっかりと守らせよう！

足掛け5年の調査が終了

山田支部の会員の税務調査が終了しました。Sさんは、2019年12月に、税務署から調査の連絡を受けたあと、民商に入会。その後、年明けから新型コロナウイルスの感染拡大により、税務署側から「調査を延期したい」と言われ、その後2年半ほど音沙汰なし。民商に入会したあとは、自主計算書に売上や経費を記入し、支部の申告相談会で申告書を作成。もう、調査はなくなったのか、と思い始めた2022年7月の終わりごろ、「調査を再開したい」との連絡が。支部で税務調査対策会議を開き、税務調査の10の心得などを学習しました。秋にかけて最も忙しくなるため、なかなか調査の日程が取れなかったところ頻りに電話が入り「日程を取ってくれないなら、こちらで調査を進めます」と担当の税務署員から突然の電話。9月30日の西税務署交渉でも、税務運営方針にもとづいて問いただし『勝手に進める』などの言動をあらためさせ、また「高所作業中に、何度も電話されては大けがの危険があるのでやめてほしい」と抗議。第1回の調査は10月17日でした。その後、月1回ペースでの調査には、毎回支部の役員と事務局が立ち合い、「税務運営方針ののっとって納税者の理解と協力を得て調査を進めることを忘れないでほしい」「民商の立ち合いは、会員どうしの助け合いだ」「民商の調査は3年だ。3年分からきちんと調査してほしい」と話し、最低限隣室での待機を黙認させました。また2019年（令和元年）から2021年（令和3年）までの3年分の調査をするように要望しましたが、税務署は2017年（平成29年）から調査を実施。担当は、2人とも若い署員でしたが「なぜ、売上を間違えたのか。間違えた計算のもののメモはないのか」など、何度も同じ質問を受けたSさんは、「まるで警察の取り調べだ」と不快な思いをしながらも、堂々と返答。4月17日、6回目の調査が行われ、担当の若い署員と、第3部門の統括官が訪れ、前回同様に始まりました。1時間を経過したころ、おもむろに統括官が「実は、もう4月になり、新年度になったため、平成29年については対象から切りたいと思います。令和3年は多少の売上の違いはあるが経費もれもあり是認。平成30年、令和元年、令和2年の3年分です」と結論を話しました。Sさんは、「調査がなかなか進まず、同じことばかり聞かれて、途中不安になることもあったが、とりあえず、納得のいく内容でほっとしました」と語っています。



5月連休中の商工新聞と 事務所の予定について（ご連絡）

商工新聞は、5月1日付は休刊です。
5月8日号が、4月25日に発送されますので、5月8日付の商工新聞を、4月26日、27日に、配達係の方のところへ届けます。

事務所は、カレンダー通りですが、5月1日については事務局員がメーデー集会に参加するため、事務所は閉所となります。
ご協力をお願いいたします。



名古屋市会より審議未了通知

昨年9月から名古屋市内の民商で取り組んだ「インボイス制度中止を求める意見書を国に提出することを求める請願署名」について、11月議会、2月議会で審議がされました。11月25日には、共産党の田口議員が河村市長に「インボイス中止を国に要望すべきではないか」と迫り、市長も「10月はやめたほうがいい」と答弁。財政・福祉委員会では、共産党の岡田議員が「立場の弱い中小業者がインボイス登録を押し付けられている実態がある。延期や中止の意見書を上げる自治体も145に上っている。名古屋市も意見書を」と発言しましたが、保留となっていました。他党からは、まったく発言はありませんでした。岡田議員は「請願に反対もできないというのが実態では」と。市から4月12日付で「4月11日をもって議員の任期が満了したため、結論を得ることなく審議未了となりました」との通知が届きました。選挙後、新しい議会に向けても引き続きの運動が求められます。